



市 章

大津市公報

令 和 6 年 2 月 15 日
第 1 1 6 号

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

○ 告 示

22 道路の区域の変更について..... 1

23 道路の供用の開始について..... 1

38 令和5年告示第103号（指定納付受託者の指定について）等の一部改正..... 2

39 情報通信の技術を利用する方法により行う手続等について..... 2

40 住民票の消除について..... 2

41 指定納付受託者の指定について..... 3

42 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定について..... 3

43 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の廃止の届出について..... 3

44 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出について..... 3

45 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定について..... 4

46 児童福祉法による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定について..... 4

47 指定納付受託者の指定について..... 4

○ 公 告

農用地利用集積計画公告..... 5

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告..... 5

道路位置指定公告..... 5

告 示

大津市告示第22号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、令和6年2月1日から同月22日まで大津市役所建設部路政課において一般の縦覧に供する。
令和6年2月1日

大津市長 佐 藤 健 司

路 線 名	区 間	変 更 の 前後の別	敷 地 の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
市道幹1027号線	大津市坂本二丁目字長沢866番地先から 大津市坂本二丁目字長沢864番2地先まで	変更前	7.0~9.0	52.8
		変更後	7.8~10.0	
市道北1007号線	大津市真野五丁目字東浦1398番5地先から 大津市真野五丁目字東浦1398番4地先まで	変更前	2.8~3.2	34.0
		変更後	3.3	
市道北1309号線	大津市真野普門一丁目字下出101番2地先から 大津市真野普門一丁目字下出102番地先まで	変更前	2.1~3.1	23.8
		変更後	3.0~3.7	
市道南0225号線	大津市中庄二丁目字中庄373番3地先から 大津市中庄二丁目字中庄373番3地先まで	変更前	1.5~3.1	12.0
		変更後	3.0~4.2	
市道南0226号線	大津市中庄二丁目字中庄354番12地先から 大津市中庄二丁目字中庄354番12地先まで	変更前	3.4	2.2
		変更後	3.8	

(令和6年2月1日揭示済)

大津市告示第23号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、令和6年2月1日から同月22日まで大津市役所建設部路政課において一般の縦覧に供する。
令和6年2月1日

大津市長 佐 藤 健 司

路 線 名	区 間	供用開始年月日
市道幹1027号線	大津市坂本二丁目字長沢866番地先から 大津市坂本二丁目字長沢864番2地先まで	令和6年2月1日
市道北1007号線	大津市真野五丁目字東浦1398番5地先から 大津市真野五丁目字東浦1398番4地先まで	令和6年2月1日
市道北1309号線	大津市真野普門一丁目字下出101番2地先から 大津市真野普門一丁目字下出102番地先まで	令和6年2月1日
市道南0225号線	大津市中庄二丁目字中庄373番3地先から 大津市中庄二丁目字中庄373番3地先まで	令和6年2月1日
市道南0226号線	大津市中庄二丁目字中庄354番12地先から 大津市中庄二丁目字中庄354番12地先まで	令和6年2月1日

(令和6年2月1日揭示済)

大津市告示第38号

令和5年告示第103号（指定納付受託者の指定について）及び令和5年告示第104号（寄附金（ふるさと納税に係るものに限る。）の収納事務の委託について）の一部を次のように改正し、令和6年1月16日から適用する。

令和6年2月15日

大津市長 佐 藤 健 司

次に掲げる告示の規定中「東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号」を「東京都品川区上大崎三丁目1番1号」に改める。

- 令和5年告示第103号（指定納付受託者の指定について）第1項第4号
- 令和5年告示第104号（寄附金（ふるさと納税に係るものに限る。）の収納事務の委託について）第1項第2号

大津市告示第39号

大津市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成22年条例第36号）第3条の規定により、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせる手続等を定めたので、大津市長の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成22年規則第77号）第3条の規定により告示する。

令和6年2月15日

大津市長 佐 藤 健 司

手続等の名称	根拠となる条例等の名称	条 項	適 用 期 日
納税証明書の交付の請求（当該証明を受ける者が行うものに限る。）	大津市市税規則（昭和35年規則第30号）	第28条第1項	令和6年3月15日

大津市告示第40号

住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、次の者の住民票を消除した。

令和6年2月15日

大津市長 佐 藤 健 司

住 所	氏 名	生年月日	性別	消除年月日
大津市中庄一丁目17番14-1212号	小笠原 拓哉	昭和61年9月7日	男	令和5年12月25日
大津市坂本五丁目27番25号	櫻井 智恵子	昭和36年11月23日	女	令和6年1月18日
大津市今堅田二丁目24番2号 ハイツ千栄305（山本様方）	豊田 英幸	昭和42年5月25日	男	令和6年1月18日

大津市告示第41号

次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年2月15日

大津市長 佐 藤 健 司

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地
ブリッジ・モーション・トゥモロー株式会社 東京都品川区西五反田七丁目7番7号
- 2 指定納付受託者に指定した日
令和5年12月13日
- 3 指定納付受託者に指定した期間
令和6年2月1日から同年3月31日まで
- 4 指定納付受託者に納付させることができる歳入の種類
 - (1) 大津市創作展示館条例（平成7年条例第4号。以下「条例」という。）第4条第1項の観覧料
 - (2) 条例第7条の展示室等の使用に係る使用料
 - (3) 大津市創作展示館の有償刊行物等の売払代金
 - (4) 大津市創作展示館の陶芸窯及び複写機の使用に係る実費

大津市告示第42号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者として、次のものを指定した。

令和6年2月15日

大津市長 佐 藤 健 司

事業所の名称	事業所の所在地	設置者の名称	主たる事務所の所在地	障害児通所支援の種類	指 定年月日	事業所番号
ふあぶふあむ	大津市衣川二丁目32番21号	一般社団法人いぶらふ	大津市衣川二丁目32番21号	放課後等デイサービス	令和6年3月1日	2550100669

大津市告示第43号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があった。

令和6年2月15日

大津市長 佐 藤 健 司

事業所の名称	事業所の所在地	設置者の名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃 止年月日	事業所番号
あかねの家放課後等デイサービス	大津市真野五丁目12番19号	有限会社あかねはうす	大津市あかね町13番11号	放課後等デイサービス	令和6年2月29日	2550100370

大津市告示第44号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があった。

令和6年2月15日

大津市長 佐 藤 健 司

事業所の名称	事業所の所在地	設置者の名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日	事業所番号
訪問介護ステーション太陽	大津市神領三丁目20番9号名神瀬田ビル3階3-b	株式会社太陽	大津市向陽町14番22号	居宅介護	令和6年2月28日	2510102599

大津市告示第45号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

令和6年2月15日

大津市長 佐 藤 健 司

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	医療の種類	指定年月日
ミライリハ訪問看護リハビリステーション	大津市石山寺三丁目10番25号	育成医療及び更生医療	訪問看護	令和6年2月1日

大津市告示第46号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関として指定したものについて、同法第19条の19の規定により次のとおり告示する。

令和6年2月15日

大津市長 佐 藤 健 司

1 病院又は診療所

名 称	所 在 地	指定年月日
藤井皮フ科クリニック	大津市大將軍一丁目9番11号	令和5年12月1日

2 薬局

名 称	所 在 地	指定年月日
かすが調剤薬局	大津市和邇中316番地1	令和5年10月1日
比良薬局	大津市本堅田一丁目18番17号	令和5年10月1日
河野薬局	大津市本堅田五丁目20番10号アルプラザ堅田店1F	令和5年10月1日
駅前すみれ薬局	大津市本堅田五丁目23番8号	令和5年10月1日
かたた薬局	大津市今堅田二丁目26番18号	令和5年10月1日
唐崎薬局	大津市唐崎三丁目21番8号	令和5年10月1日

大津市告示第47号

次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年2月15日

大津市長 佐藤 健 司

- 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地
ブリッジ・モーション・トゥモロー株式会社 東京都品川区西五反田七丁目7番7号
- 指定納付受託者に指定した日
令和5年12月13日
- 指定納付受託者に指定した期間
令和6年2月1日から同年3月31日まで
- 指定納付受託者に納付させることができる歳入の種類
 - 大津市生涯学習センター条例（平成4年条例第2号。以下「条例」という。）第9条第1項のホール等の使用料
 - 条例第9条第2項のホール等の附帯設備の使用料
 - 生涯学習センターで本市が開催する催しにおいて徴収する材料費等の実費
 - 生涯学習センターの印刷機その他の事務機器の使用に係る実費

公 告

農用地利用集積計画公告

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告する。

令和6年2月1日

大津市長 佐藤 健 司

「次のように」は省略し、当該農用地利用集積計画書を大津市役所産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。

(令和6年2月1日揭示済)

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定による開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定により、次のとおり検査済証を交付した。

令和6年2月5日

大津市長 佐藤 健 司

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の地名・地番	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
大津市際川三丁目32番7号 株式会社真栄ハウジング 代表取締役 村山 栄基	開発区域 大津市下阪本一丁目字寺田 754番2及び755番1 開発行為に関する工事の区域 大津市下阪本一丁目字寺田 756番1の一部並びに上記 地先大津市道及び水路である 国有地	開発区域 1,646.04㎡ 開発行為に関する 工事の区域 101.74㎡	令和6年 2月1日	第1693号

(令和6年2月5日揭示済)

道路位置指定公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路として、次のとおりその位置を指定した。

なお、関係書類は、大津市役所都市計画部建築指導課に備え、関係人の縦覧に供する。

令和6年2月8日

大津市長 佐藤 健 司

地 名 ・ 地 番	申請人の住所・氏名	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	本数
大津市比叡辻一丁目字三田130番1	京都市右京区山ノ内荒木町7 番地58 株式会社エルハウジング 代表取締役 堀越 大輔	29.77	6.00	1

(令和6年2月8日揭示済)

正 誤

平成21年2月17日付け号外第5号

頁	箇所	誤	正
179	上から5行目	大津市長	大津市保健所長
180	上から5行目		
181	上から5行目		
182	下から1行目		

平成31年3月31日付け号外第19号

頁	箇所	誤	正
23	上から19行目	平成31年条例第29号	平成31年条例第31号
	下から11行目		
24	上から1行目		
	上から14行目		